

自主保安活動チェックシートの提出
及び
L P ガス消費者保安功績者表彰実施要領

令和 2 年度

経済産業省・L P ガス安全委員会

(一社)全国L P ガス協会・都道府県L P ガス協会

自主保安活動チェックシートの提出及び
令和2年度LPガス消費者保安功績者表彰について

令和2年5月

2018年度より保安対策として「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」が3年計画で始まりました。また、本年度からは全国統一の実施目標に掲げた重大事故（B級以上の事故）ゼロ及びCO中毒事故ゼロの達成を目指していくために、重大事故（B級以上の事故）の原因となりやすい、業務用厨房でのガス漏れ事故、CO中毒事故の対策として、事故防止重点取組事項を設け全国統一の展開を行っているところです。

なお、LPガス事故件数については、2019年（1～12月）の事故件数が速報値で198件と減少したものの、B級事故が1件、発生しています。

このような状況等を踏まえ、自主保安活動の取組みが一層重要となってきたことから、標記チェックシートによる自己診断の更なる推進を図ることとしています。チェックシートの自己診断結果により、項目ごとの強い点の一層の向上と弱い点の改善等を図り、今後の事故防止対策につなげていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、実施要領には記載されておりませんが、経済産業省より、技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点の対象となります。また、LPガス販売事業者1社あたり申告事業所数は3事業所までとするの方針が示されています。

また、従来どおり、受賞者には店内用ステッカー、車両用ステッカー等のデータが配布されます。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

① 「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙1（青色の用紙）の2ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙2（黄色の用紙）に記載して、別紙2（黄色の用紙）を所属の都道府県LPガス協会にご送付ください。

② 令和2年度LPガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、申告書の評価項目の総合点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等（過去の受賞業者含む）におかれましては、別紙1（青色の用紙）を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。

* なお、上記①及び②については、いずれも令和2年4月30日現在の状況等をご記入ください。

令和2年度保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告の主な注意事項

- 本年4月30日現在の状況等により申告。
- 販売事業所単位で申告可。
 - ・同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていなければ申告可
 - ・同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていなければ申告可
- 1販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が3事業所まで。
- 原則連続受賞が可能。
- 技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象。
- 自己採点結果75点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。
- 技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果90点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会会長表彰、LPガス安全委員会会長表彰となります。
- 自主保安活動チェックシート自己診断の配点、内容の変更はございません。

以上

令和2年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領
(技術総括・保安審議官表彰、高圧ガス保安協会会長表彰、LPGガス安全委員会会長表彰)

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

記

1. 表彰実施者 大臣官房技術総括・保安審議官
高圧ガス保安協会会長、LPGガス安全委員会会長
2. 表彰時期 本年10月予定
3. 表彰式会場 東京都内
LPGガス安全委員会が行う「LPGガス消費者保安推進大会」において表彰する。

4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。なお、技術総括・保安審議官表彰については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）及び下記（4）による表彰を合わせて10回以上の受賞基準に達した事業者並びに事業所については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）の対象としない。

① 保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。

② 保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあつては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあつては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

- ① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。
- ② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。
- ③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。
- ④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。
- ⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）
- (3) 上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。
- (4) 上記の技術総括・保安審議官表彰について、「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」として通算5回目に表彰するときは、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。以降「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」の表彰基準に5回達した場合、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安大臣表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、技術総括・保安審議官表彰の対象としない。

5. 被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

- ① 技術総括・保安審議官表彰
上記4（1）、（2）、（3）を合わせて20者以内
- ② 高圧ガス保安協会長表彰
未定（昨年度は上記4（1）は50者以内、（2）は15者以内）
- ③ LPガス安全委員会長表彰
未定（昨年度は上記4（1）は70者以内、（2）は30者以内）

6. 被表彰者の推薦の基準及び方法

- (1) 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

- ① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙1「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年4月30日時点を基準とする。

- ② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ 経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあつては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ 都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県LPガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

二

a 日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b 監督部及び都道府県は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油

油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。
作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。

(別紙2は添付していません。)

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

LPガス安全委員会、日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、当該表彰に係る保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関(以下「保安功労者等」という。)を選定し、別紙3「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙4「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」(以下「評価・意見書」という。)を作成した上で、次の①、②及び④までの方法により提出する。(別紙3及び別紙4は添付していません。)

なお、日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会以外の推薦者は次の③に掲げるとおり、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

- ① LPガス安全委員会及び日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。
- ② 地域液協は、監督部と協議した上で提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ③ 地域液協のない監督部は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ④ 都道府県LPガス協会は、都道府県と協議した上で提出する。この場合において、都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

(3) 4.(3)に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙3又は別紙4に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

(4) 4.(4)に該当する事業者及び事業所に係る推薦を行おうとする者は6.(1)の推薦に合わせて、別紙1 8.の受賞回数を確認する。

7. 申告書の提出期限

別表のとおり

8. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、6.の推薦のあったものについて別紙5「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局産業保安グループで審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本省は(1)の結果、被表彰者を決定した場合は、LPガス安全委員会を通して、監督部、都道府県、日液協、一般社団法人全国LPガス協会及び都道府県LPガス協会に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第1 「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰
保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、評価項目の総合点数が90点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

- ① 過去5年間に行政の立入検査（液石法第83条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。
- ② 過去5年から10年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。
- ③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあつては、この限りではない。
- ④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。
- ⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

2. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（1）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（2）により審査を行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。
- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

(2) 保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

- ① 保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む)。
- ② 保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去3年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。
- ③ 保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む)。
- ④ 保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第2 実施要領4.(3)に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

被表彰者	被表彰者の推薦		提出の期限	
	提出先	評価・意見書の提出期限	推薦者等	本省への評価・意見書の提出期限
本省が所管する販売事業者等	日液協	7月31日	日液協	9月4日
LPガス安全委員会が推薦する保安功労者			LPガス安全委員会	
日液協が推薦する保安功労者			日液協	
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等	地域液協	7月31日	監督部 【 】は、監督部への提出期限	9月4日 【8月21日】
地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等	監督部	7月31日	監督部	9月4日
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				9月4日
都道府県が所管する販売事業者等	都道府県LPガス協会	7月24日	都道府県 《 》は、都道府県への提出期限	9月4日 《8月17日》 【8月21日】
都道府県LPガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			【 】は、監督部への提出期限	
地域液協及び都道府県LPガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			都道府県と協議する推薦者 《 》は、都道府県への提出期限	
			監督部と協議する推薦者 【 】は、監督部への提出期限	9月4日 【8月21日】
			本省と協議する推薦者	9月4日
実施要領4.(3)に該当する個人、企業又は団体				9月4日

各項目について記載漏れがないことを確認。

(ただし、「8.」～「11.」については該当がなければ記入不要です。)

※推薦があり、自己採点結果90点以上は審議官表彰候補の対象となります。

別紙1

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地： 〒 _____
*電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
(最終立入検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
(発生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____ 受賞回数 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はかつこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
№. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					

№. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	導入率70%以上かつ第一号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率70%以上		2点		
	導入率50%以上70%未満かつ第二号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率30%以上70%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点		
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年 II類; N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)	I類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
		II類未交換率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$			
② 定期交換の管理	上記①の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一扫	老朽化設備・機器の一扫を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一扫を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			31点	点	

項目ごとの合計を確認。(以下同じ)

Ⅱ. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	行政、地域協議及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	$\text{〇〇}\% = \frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$ <p>*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。</p>	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点		
No. 2 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO(一酸化炭素)警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気管が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器(湯沸器及び風呂釜)について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
No. 3 配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
No. 4 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	3点	点	3点又は0点
合計			31点	点	

Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
№. 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
№. 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPGガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPGガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力を努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPGガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
合 計			23点	点	-

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置 （マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置率100% （100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。 設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下		2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
② 容器への鎖又はベルトの2本取付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等入手し活用している。	ここでいう災害マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点	点	1点又は0点
		合計	15点	点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

- * 自己採点の結果、総合計点数にかかわらず、各項目の点数、総合計等の内容を別紙2（黄色の用紙）に記載のうえ、所属の都道府県LPガス協会に提出をお願いいたします。
- * 総合計点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした場合は別紙1（青色の用紙）を、別表に記載の提出先及び期限内に申告をお願いいたします。（その際は次ページの内容もご記入下さい）

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について：

②安全装置の設置について：

③消費者啓発について：

④その他：

計画の概要を項目ごとに記入。

実行

実行の概要を記入。

検討・評価

検討・評価の概要を記入。

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

参考：受賞者に配布したステッカー等(令和元年度に配布したもの)

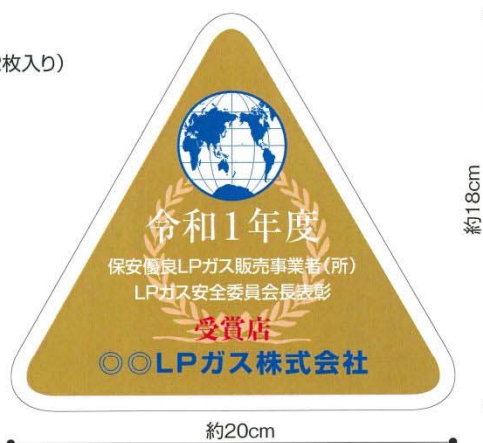
保安優良LPガス販売事業者
保安優良LPガス販売事業所
LPガス安全委員会長表彰(目録)

(受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。)

◎車両用ステッカー(サイズ:約34×13cm) マグネット仕様……………2枚
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー(サイズ:約20×18cm)
アートタック紙+PP貼り仕様……………1シート(2枚入り)
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM
(Adobe Illustrator CS5 で作成)……………1枚
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの
印刷会社へお持ちし、作成する枚数など
をご相談ください。

